

平成
18年度から

介護保険料が 変わります

介護保険は、40歳以上すべての人が加入する制度で、加入者は年齢によって65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者に分けられています。

介護保険料の決め方や納め方はそれぞれ異なり、1号被保険者の介護保険料は、介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の19%分に就いて算出した基準額をもとに、所得段階ごとに決められます。



平成18年度からの介護保険料は、所得の低い人の負担能力に、よきめ細かに対応できるよう、保険料の所得段階も5段階から6段階に見直されました。各段階の保険料の月額は、下表のとおりです。

納め方は、第1号被保険者が年金の天引きや、納付書での支払い、2号被保険者は国民健康保険や職場の健康保険などの保険料として支払います。

詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】
市国保介護課管理係
0994・43・2111
内線3198・3199

第1号被保険者の介護保険料月額（平成18年度～平成20年度）

所得段階	対象者	保険料（月額）	
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者生活保護受給者	基準額 × 0.5	2,300円
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.5	2,300円
第3段階	市民税非課税世帯で第2段階以外の人	基準額 × 0.75	3,450円
第4段階	市民税非課税世帯で本人が市民税非課税の人	基準額	4,600円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25	5,750円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額 × 1.5	6,900円

ただし、平成17年1月1日現在65歳以上である人のうち、前年中の所得が125万円以下の人等については、上記の保険料が違うことがあります。

納入方法 納め方は年金額に応じて納入方法が下表のように分けられます。なお、第1号被保険者として納める保険料は、資格取得日（65歳の誕生日の前日）になった月からです。

年金が年額18万円以上の人	年金が年額18万円未満の人
<p>特別徴収 年金の定期支払い（年6回）の時に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となる年金は、老齢（退職）年金、遺族年金、障害者年金です。</p> <p>老齢福祉年金等については、年金からの差し引きの対象とはなりません。</p>	<p>普通徴収 市が送付する納付書（口座振替）で指定の金融機関又は郵便局で納めることとなります。</p> <p>今年の10月からは、年度途中でも、条件を満たせば特別徴収へ移行できます。詳しくは、お問い合わせください。</p>

平成
18年度から

国民健康保険税の 税率が統一されました

国民健康保険は、それぞれの収入に応じてお金を出し合い病気やケガなどの医療費を支出する相互扶助の制度です。職場の健康保険などに加入していない人は必ず加入する健康保険で、鹿屋市では、平成18年4月1日現在、24,979世帯（全世帯数の約57%）、46,157人（全人口の約43%）が加入しています。

この国民健康保険制度を支える国民健康保険税の税率は、3月までは旧1市3町それぞれの税率で計算されていましたが、今年の4月から左表のとおり統一されました。

【問い合わせ】
市国保介護課管理係
0994・43・2111
内線3198・3199



新しい国民健康保険税の税率

区分税率	医療分	介護分
所得割	8.6%	1.56%
資産割	39.2%	8.0%
均等割	24,200円	6,400円
平等割	24,000円	5,200円

国民健康保険税は、医療分（基礎課税額）と介護分（介護給付金課税額）が合算された税です。

医療分（基礎課税額）= 所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額

介護分（介護納付金課税額）= 所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額

介護納付金課税額は、40歳以上65歳未満の人が対象です。

所得割額 = 世帯の被保険者の前年中の合計所得金額から基礎控除（33万円、有所得者ごと）した後の金額に所得割税率8.6%（介護分は1.56%）を乗じて得た額

資産割額 = 世帯の被保険者の本年度の固定資産税額（土地・家屋のみ）に資産割税率39.2%（介護分は8.0%）を乗じて得た額（共有資産についても、共有名義人で案分した額が固定資産税額に加算されます）

均等割額 = 世帯の被保険者1人につき24,200円（介護分は対象者1人につき6,400円）

平等割額 = 1世帯に24,000円（介護分は対象者がいる世帯に5,200円）

計算例 家族構成 夫婦（夫（世帯主）42歳、妻38歳）子2人（学生、収入無し）

（前年度中の所得等）
世帯主 営業所得：2,000,000円...本年度 固定資産税（土地・家屋のみ）100,000円
妻 給与所得：500,000円（給与収入：1,150,000円）

医療分	介護分
<p>所得割額（税率8.6%） 2,000,000円（主の所得） - 330,000円（基礎控除） = 1,670,000円 500,000円（妻の所得） - 330,000円（基礎控除） = 170,000円 (1,670,000円 + 170,000円) × 8.6% = 158,240円</p> <p>資産割額（税率39.2%）（本年度固定資産税額）100,000円 100,000円 × 39.2% = 39,200円</p> <p>均等割額（税率24,200円/人）（被保険者数4人） 4 × 24,200円 = 96,800円</p> <p>平等割額（1世帯あたり24,000円）24,000円</p> <p>医療分年税額（100円未満切り捨て） + + + = 318,200円</p>	<p>所得割額（税率1.56%） 2,000,000円（主の所得） - 330,000円（基礎控除） = 1,670,000円 1,670,000円 × 1.56% = 26,052円</p> <p>資産割額（税率8.0%）（本年度固定資産税額）100,000円 100,000円 × 8.0% = 8,000円</p> <p>均等割額（税率6,400円/人）（被保険者数1人） 1 × 6,400円 = 6,400円</p> <p>平等割額（対象者がいる1世帯あたり5,200円） 5,200円</p> <p>介護分年税額（100円未満切り捨て） + + + = 45,600円</p>

国民健康保険税 = 医療分（318,200円） + 介護分（45,600円） = 363,800円